

遠隔臨場に関する試行要領 Q&A

1. 全体に関すること

Q 1-1. なぜ、遠隔臨場を実施するのか。

A 1-1. 遠隔臨場は動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像と音声を利用し、Web 会議システム等を介して段階確認等を行うもので、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減」や発注者における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し実施するものです。

発注者が現場へ赴く移動時間が削減されることで、臨場を行う際の受注者の待ち時間の削減、臨場に関するスケジュール調整の円滑化など、受発注者にメリットがあると考えています。

Q 1-2. 対象工事及び業務は。

A 1-2. 原則として、県土整備部が発注する全ての建設工事及び業務委託を対象とします。ただし、通信環境が整わない現場や工種によって遠隔臨場により確認等が不十分、非効率となることが明確な工事であると発注者が判断した場合は対象としないでください。

Q 1-3. 工事又は業務委託は必ず遠隔臨場を実施しなければならないのか。

A 1-3. 契約後、受発注者協議により実施することが整った場合のみ実施できますが、必ずしも実施しなければならないものではありません。

Q 1-4. 監督員による現場臨場での確認を全て遠隔臨場にできるのか。

A 1-4. 遠隔臨場は受発注者の作業の効率化に寄与するものですが、遠隔臨場のみでは監督員の現場把握が困難な場合もあるため、適切な段階確認等となるよう受発注者協議のうえ遠隔臨場を適用する確認項目を決定してください。

Q 1-5. 現在契約中の工事又は業務委託は適用できるのか。

A 1-5. 受発注者協議により実施することが整った場合は実施できます。

Q 1-6. 全ての「検査」に適用するのか。

A 1-6. 検査員が検査に必要な情報が得られると判断した場合に限り適用可能です。ただし、成績評定に必要な出来ばえの確認を行うことが困難な検査など WEB 会議システムを介した映像や音声では必要な情報が十分得られず、合否判定や成績評定が適切に行えない場合には適用できません。

Q 1-7. 遠隔臨場が実施可能な確認項目は。また、実施できない項目はあるか。

A 1-7. 例えば、「材料確認」で、資材の数量、寸法等を映像で確認できる場合は、遠隔臨場で実施が可能と考えます。しかし、「段階確認」でレベル等により現場において標尺の目盛を確認する高さの確認など、映像で確認できない場合は、遠隔臨場では実施が困難と考えられます。段階確認、立会で適用する工種、確認項目については、試行要領の「参考資料 2. 確認項目の適用性」の別表 1～3 を参考としてください。

Q 1-8. 遠隔臨場で適用する「段階確認」、「立会」、「材料確認」とは。

A 1-8. (段階確認) 三重県公共工事共通仕様書「段階確認の臨場」において、「監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。」のこの机上による確認を遠隔臨場に適用します。

(立会) 三重県公共工事共通仕様書「立会」において「契約図書に示された項目について、監督員等が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」の監督員等の臨場を遠隔臨場に適用します。

(材料確認) 三重県公共工事共通仕様書「第 2 節 工事材料の品質」の品質確認及び現物による確認を遠隔臨場に適用します。

Q 1-9. 施工状況把握も適用できるのか。

A 1-9. 施工状況把握についても立会により確認する場合、遠隔臨場を適用できます。

Q 1-10. 維持業務も適用できるのか。

A 1-10. 「業務委託における遠隔臨場に関する試行要領」により除草業務や小規模業務など維持業務においても適用できます。

2. 実施に関すること

Q 2-1. 実施されたことの記録は何か提出する必要があるか。

A 2-1. 遠隔臨場が実施された記録として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通信中の監督員又は検査員の映像を含む画面キャプチャ（写真）、実施状況の写真等のいずれかを記録し監督員へ提出してください。

Q 2-2. 施工計画書に遠隔臨場の実施を記載したすべての項目で遠隔臨場を実施しなければならないのか。

A 2-2. 施工途中で遠隔臨場の実施項目を減らす場合や追加する場合は、事前に監督員と協議のうえ実施項目を変更してください。受発注者協議後、変更施工計画書を提出してください。通信状態や、その他の理由により実施できない場合もあり得ると考えています。

Q 2-3. 遠隔臨場を実施したが、通信環境等の影響により確認することができなかった。その場合どうするのか。

A 2-3. 従来通りの臨場により確認することとなります。そのため、遠隔臨場を実施する場合は、事前に監督員と通信状況の確認をお願いいたします。

3. 費用に関すること

Q 3-1. 費用は計上されるのか。

A 3-1. 受注者から請求があった場合、費用の必要額を技術管理費等に積み上げ、変更設計にて対応します。ただし、検査にかかる費用については受注者の負担とします。

Q 3-2. 費用はどう計上されるのか。

A 3-2. 機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上しますが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上します。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とします。

費用の算出は実施に必要な最低限の費用を計上します。

費用のイメージとしては以下のとおりです。

（費用のイメージ）

撮影機器、PC モニター機器の賃料（又は損料）

通信機器・回線にかかる費用

その他（ライセンス代（県の Web 会議システムを利用する場合は不要）、使用料等）を計上

Q 3-3. 費用について、「実施に必要な最低限の費用を計上すること」と試行要領にあるが最低限の費用とは何か。

A 3-3. 本試行は Web 会議システム等により映像と音声のやり取りによる確認を想定しています。したがって、ウェアラブルカメラ、モバイル端末等の費用と通信費用が最低限の費用となります。

遠隔臨場も実施可能なクラウドサービスを用いた情報共有システム等の費用は想定していません。

Q 3-4. 費用はどの程度必要か。

A 3-4. 遠隔臨場を実施する方法は様々な手段がありますが、最もコストがかからず、誰でも利用が可能と考えられるスマートフォンを使ったモデルケースを想定すると、以下のようになります。

【機材等の例】

- ・ 撮影機器：スマートフォン 4 G
- ・ 通信機器：ポケット Wi-Fi

【利用料金等の金額例】

- ・ スマートフォンの月額利用料：約 5,000 円
- ・ ポケット Wi-Fi の月額利用料：約 5,300 円

（利用料金は一例。インターネットによる価格調査）

あくまで例ですが、おおよそ必要となる費用は約 10,300 円/月程度と算定されます。

また、タブレット端末（wifi モデル）を購入し、遠隔臨場を実施する場合は、（タブレットは仮に 10 万円、使用期間は 150 日間の場合。5 年の耐用年数で試算）

端末費用 $100,000 / 5 \text{年} \times (150 / 365) = 8,219 \text{円}$

これに通信費用 $(5300 \text{円} \times (5 \text{か月} (150 \text{日} \div 30 \text{日})) = 26,500 \text{円})$ を加えた 34,719 円 を設計変更で計上することとなります。

4. その他

Q 4－1. 遠隔臨場を実施したが、通信環境等の影響により確認することができなかった。その場合、(成績評定の減点などの)ペナルティはあるのか。

A 4－1. ペナルティはありません。

Q 4－2. 遠隔臨場を実施したが、成績評定の加点など、インセンティブはあるのか。

A 4－2. インセンティブはありません。

Q 4－3. 映像と音声の双方向通信により段階確認等を行うため、受注者はWeb会議システムのライセンスを取得する必要があるのか。

A 4－3. 県のWeb会議システムも利用可能ですが、県のライセンス数も限られていることから、円滑な遠隔臨場を実施するため、受注者により県が参加可能なWeb会議システムのライセンスを取得していただきたいと考えています。